岩 産 第 295 号 令 和 7 年 2 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩沼市長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)		岩沼市
		(4211)
		早股下一∙下二地区
(地域内農業集落名)		(早股下一、早股下二)
物業の幼用を取り	+ トルナ- 年 日 口	令和7年1月9日
協議の結果を取り	まとめた平月口	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備が完了している田については、認定農業者と地元農業法人にある程度集積されている。当地区は、津波被害はあったものの、農地は復旧し、震災前から進められていたほ場整備を契機として設立された法人を中心に、営農が再開されている。また、地域内法人のほか、個人農業者、他の地域の法人が協力し、農地集積を進めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き農地の集積・集約を進め、スマート農業等による農作業の効率化を図る。また、地域の内外を問わず、新たな農業者を迎えつつ、 その農業者が将来にわたって地域で農業を続けられるような環境づくりが必要だと考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

•		, A = 1/1/2	
	区域内の農用地等面積		117.39 ha
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.04 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

早股上・早股中を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	圃場整備実施済みの水田については、既に集積・集約済。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	農地中間管理機構を通じ、契約締結を継続して行っている。					
	(3)基盤整備事業への取組方針					
	水田は圃場整備実施済。					
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	水稲、大豆、園芸品目等、現状の生産体制を維持していく。営農面積を拡大することも念頭に、スマート農業等農作業の省力化に取り組んでいく。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	実施なし。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	☑ ①鳥獣被害防止対策 ☑ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等					
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】					
	① タヌキやカラスへの対策として、オオカミの尿など強いにおいを発するものを設置するなどして対処している。 ② 農薬、肥料の適正使用。 ③ 自動操舵による人件費の削減や、フィールドマネージャーシステムの活用によるリスク管理など、スマート農業の導入を進めていく。 ⑦ 農地の適切な保全管理。 ⑧ ライスセンターの管理。 ⑨ 稲わらを畜産農家へ供給している。					